

要求水準書に関する質問書への回答（第2回）

標記の件、以下のとおり回答します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
1	要求水準書	第1編 共通事項-7	第1章	第1節	10	1)	(19)		全体計画	『環境影響評価書』の第10章事後調査10.3 その他調査（環境監視調査）は、センター が実施されるとの理解でよろしいでしょ うか。	事業者の所掌となります。なお、関係機 関への情報提供及びセンターホームページ への掲載については、センターにおいて実 施します。
2	要求水準書	第1編 共通事項-7							全体計画	新斎場の使用電力について、要求水準書に て「1日平均：1500kWh」、要求水準書に 関する質問書への回答No. 13にて「時間平均 電力量500kW、最大電力量600kW」との ご回答を頂きました。また様式7-11では 斎場の電力使用量として「6,912MWh/18 年」とのご指示を頂いています。 様式7-11、様式7-12等に記載する使用 電力量・充電量など、提案図書の前 提条件としては、「6,912MWh/18年」 を正として算出するものとの理解でよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	第1編 共通事項-8	第1章	第1節	10	2)	(4)		工事計画	工事期間中の水洗トイレの排水は、下 水道へ流すことは可能でしょうか。	下水道管理者の許可を得たうえで、使 用可能です。
4	要求水準書	第1編 共通事項-11	第1章	第1節	12	5)	(8)		開場日時	開場時間は、委託運搬車についても、一 般車の持ち込み同様8:30～12:00と 13:00～16:30でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。ただし、繁忙期 等については、時間外についても対応 いただく必要があります。
5	要求水準書	第1編 共通事項-11	第1章	第1節	12	5)	(8)		開場日時	「要求水準書に関する質問書への回答 No. 22」にて、年末年始（12月31日 ～1月3日）の一般車の持ち込みは ないとの回答でしたが、収集車につ いても同様と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	第1編 共通事項-13	第1章	第3節	1	1)	(1)		公称能力	「要求水準書に関する質問書への回答 No. 24」にて、バイオガス化施設の 公称能力は「基準ごみ」ベースとする とのご回答を頂きましたが、設備計 画上、基準ごみ以外のごみ質にお けるごみ処理量が最大となる場 合、処理量が最大となるごみ質 での処理量を本バイオガス化施設 の公称能力とさせていただけない でしょうか。 基準ごみ時の処理能力を公称能力と すると、他のごみ質において機器 容量（ガス発電機等）に余裕があ るにも関わらず、公称能力の設定 が制約となって、バイオガス化 施設の能力を十分に活かすことが できない（ガス発電機に余裕があ るにも関わらず発電できない）こ とが想定されます。	提案を可とします。
7	要求水準書	第1編 共通事項-21	第1章	第3節	4				搬出入車両	「要求水準書に関する質問書への回答 No. 34」にて、各施設における搬 入出車両台数をご回答頂きました が、クリーンプラントと同様に、 クリスタルプラザにおける一般市 民、一般事業所、公用ごみの搬入 出車両台数を可燃ごみ、可燃性粗 大ごみ別にご教示頂けないでしょ うか。	クリスタルプラザにおける令和2年 度の一般市民（51,052台）の搬 入内訳（計量システム上の区分） は下記のとおりです。 ・可燃ごみ 16,371台 ・可燃性粗大ごみ 10,304台 ・剪定枝 15,200台 ・指定袋（無料） 9,177台 一般事業所と公用ごみの内訳につ いては計量システムの関係上、区 分けがなく、統計データがあり ませんので、事業者にて想定願 います。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
8	要求水準書	第1編 共通事項-25	第1章	第3節	9	2)			排水基準値	「要求水準書に関する質問書への回答 No. 42」にて、“カッコで記載のある項目については、日平均値を求めるため、3回以上測定”とご回答頂きましたが、「生物化学的酸素要求量」の「(5日間)」の解釈としては、質問回答(第1回)資料①に「1ℓにつき5日間に600ミリグラム未満」と記載がある通り、5日間の日平均値を求めるのではないと理解してよろしいでしょうか。 なお、生物化学的酸素要求量の求め方としては、下水道法第9条5の3に「1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満」と基準があることから、5日間の培養期間中にどれだけ酸素が消費されたかを分析する手法が一般的です。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-21	第1章	第9節					工事監理	「事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者または監理技術者を配置し、工事監理を行うこと。なお、事業者から統括工事責任者を選任し、建設工事中は事業予定地に常駐させて各工事の統括を行う。」とありますが、工事の特性上、工事の進捗により主要な工事内容が変わるため、統括工事責任者については建設企業及び解体企業から選任することとし、適正な期間で変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	原則、施設建設期間中は統括工事責任者の変更は認めません。ただし、建設工事期間中と解体撤去工事期間中でそれぞれで選任することは可とします。その場合、それぞれの担当工事期間中以外も協議に応じられるようにして下さい。
10	要求水準書	第2編 設計・建設業務-1-29	第2章	第10節	7)				その他	「アンカーボルトナットの材質はSUS304を標準とすること」との記載がありますが、SUS304に比べて、SS400の方が許容引張応力および許容せん断応力が大きく、アンカーボルトのサイズを小さくすることが可能であることから、機器のアンカーボルトナットの材質はSS400を採用してもよろしいでしょうか。 なお、屋外設置機器や給排水設備等の水がかかる可能性がある機器につきましては、要求水準書の通り、SUS304を採用します。	運営上支障がないことを前提に可とします。
11	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-14	第1章	第2節	5	4)	(3)		動物炉	「能力および火格子面積は、設置届が不要な範囲で設定すること」とありますが、設置届とは、一般廃棄物処理施設設置届出書であり、設置届出書が不要な範囲とは、処理能力200kg/h以下、火格子面積2m ² 以下の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。原則、一般廃棄物処理施設設置届出書が不要な範囲内としてください。ただし、運営上支障がなく効率的な運営が可能である場合、環境影響評価書の内容を遵守することを前提に、一般廃棄物処理施設設置届出書が必要な能力および面積でも可とします。
12	要求水準書	第2編 設計・建設業務-2-150	第4章	第1節	1	2)	(3)		受入口構造等	変動費の根拠となる処理量の計測は、し尿と浄化槽汚泥を混合としてもよろしいでしょうか。 また、計測位置は日受入量の計測と異なる位置にしてもよろしいでしょうか。	前段について、し尿・浄化槽汚泥それぞれの受入量を別途把握できることを前提に可とします。 後段について、搬入量を正確に計測できることを条件に可とします。
13	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-5	第2章	1	2)	(6)	①		通風設備室	共通事項-30の騒音・振動対策では「騒音が発生する機械設備は・・・必要に応じて防音構造の室内に収納」とありますが、ここでは「誘引通風機、押込送風機、空気圧縮機、その他の騒音発生機械は、原則として専用の室に収納」とあります。後段の「原則として」は「必要に応じて」と読み替えてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。なお、環境影響評価書に記載する内容を遵守して下さい。
14	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-22	第3章	1	1)	(1)			造成工事	造成工事範囲に新斎場の下水道マンホール、水道メーターが存置されていますが、造成工事計画高との関係により高さ調整が必要となった場合、センター様において工事を実施していただけるのでしょうか。	事業者にて対応して下さい。また、盛土によって管路に損傷等があった場合には、事業者にて修理等を行う必要があります。
15	要求水準書	第2編 設計・建設業務-3-22	第3章	1	1)	(4)			その他	既設柵板水路(添付資料参照)の不良箇所の補修を行うとありますが、不良箇所の数量・内容が不明です。不良箇所の数量・内容がわかる資料をお示しただけないでしょうか。	範囲については、図面に記載の範囲です。内容については、柵板上段の補修です。事業者において現地確認が必要な場合、申し出て下さい。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
16	要求水準書	第2編 設計・ 建設業 務-3- 22	第3章	1	2)				山留・掘削	残土は、場内処分を原則としていますが、一部事業区域外となりますが、新斎場の築山北側に腹付けし緑地としてもよろしいでしょうか。	可能です。なお、緑地としての管理区分について新斎場事業者との協議が必要となります。
17	要求水準書	第2編 設計・ 建設業 務-3- 22	第3章	2	2)				構内排水設備	汚泥再生処理センターが先行して完成・使用開始となり、当センター及び周辺外構の雨水排水経路についても先行して完成させる必要があるため、当該部分の雨水排水については、調整池を介しての排水ではなく、直接放流させていただくことは可能でしょうか。	基本的には不可とします。仮設調整池への排水等を検討する場合、放流量が変更となるため、調整池容量の再計算を行い、協議をしてください。
18	要求水準書	第2編 設計・ 建設業 務-3- 25	第3章		1	8)			さく井工事	要求水準書に関する質問書への回答No. 111では、さく井位置を添付資料11の位置を候補地として、他の場所でも可としています。添付資料12にある原水を採取した際の井戸の仕様（深さ、径、揚水量）をご教示頂けないでしょうか。本資料以外に当該用地を候補地として選定した際の調査結果等があれば、お示しいただけないでしょうか。	前段について、井戸の仕様については次のとおりです。 内径0.3m×70.0m 2眼、内径0.4m×70.0m 2眼、揚水量1.0m ³ /分×2台、1.292m ³ /分×2台。 後段について、提示できる資料はありません。
19	要求水準書	第2編 設計・ 建設業 務-4-3	第1章	第2節					ダイオキシン	第2節 工事概要に「工場棟（ごみ焼却処理施設）は、灰処理設備、集じん機等様々な箇所にダイオキシン類・重金属類が付着し・・・」と記載がございます。事業者側にて、その範囲等を想定し、費用を計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	第2編 設計・ 建設業 務-4-3	第1章	第2節					アスベスト	アスベストにおきましては、発注図書（アスベスト調査結果）に記載のない箇所に含有していた場合、工事費の変更協議をお願いします。	工事費の変更協議を行う予定はありません。そのため適切に解体撤去工事費を見積もってください。
21	要求水準書	第2編 設計・ 建設業 務-4- 11	第1章	第3節	2	3)			残留物等の処理	解体着手前に、プラント機器及びピット内の残留物（ごみ・灰等）は、センター様（委託業者様）にて可能な範囲でできるだけ清掃及び残留物の処分を行い、施設内にある一般廃棄物（プラント機器及びピット内の残留物を除く）はセンター様にて処分いただくという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
22	要求水準書	第3編 運營業 務-11	第3章	1	2)				搬入時間	本施設への搬入時間に「各月第4日曜日」とありますが、以下についてご教示願います。 「…（12月は第4日曜日ではなく29日、30日を開場）…」とありますが、両日が平日以外の曜日となる場合は除かれるものと理解してよろしいでしょうか。 ※例えば29日が土曜日、30日が日曜日の場合、平日から起算して7日間連続で労働することになるため、従業員の法定労働時間遵守及び適切な休日確保が困難となる恐れがあります。	12月については、平日、休日関係なく29日、30日が開場日となります。従業員の労働時間等については、事業者にて関係法令に基づいた適切な体制として下さい。
23	要求水準書	第3編 運營業 務-21	第5章	1					処理対象物の受入	「要求水準書に関する質問書への回答 No. 141」にて、「スプリング付きマットレスは粗大ごみ対応」とご回答頂きましたが、当該マットレスはスプリング部と布・綿部が解体された状態で搬入されるものと理解してよろしいでしょうか。 仮に当該解体作業を事業者にて実施する場合、想定される対象解体物と年間搬入量をご教示願います（適正な搬入管理体制を検討するための参考とさせて頂きたいと存じます。）。 また、スプリング付きマットレスは、主にボンネルコイルタイプとポケットコイルタイプに分かれているため、それぞれの解体の程度をご教示願います。	前段について、解体された状態ではなく、そのままの状態で搬入されます。想定される対象解体物と年間搬入量としては、実施方針質問No. 66のとおり、直近1年間では約700枚のスプリング付きマットレスの解体実績があります。 後段について、既存施設では、ボンネルコイルタイプは手作業で処理を行い、鉄くずとして売却しています。ポケットコイルタイプについては、破砕機にて処理をしています。
24	要求水準書	第3編 運營業 務-21	第5章	1	4)	(1)			処理手数料徴収	「事業者は、…徴収を代行すること。」とありますが、「事業仮契約書（案）第46条 第2項」の通り、事前にセンター様に届け出ることで、当該代行業務も第三者に再委託することは可能と理解してよろしいでしょうか。	当該業務については、第三者への再委託、運営企業から第三者への再々委託は不可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
25	要求水準書	第3編 運營業務-22	第5章	2	2)				搬入管理	<p>「事業者は、…に協力すること。」とありますが、以下についてご教示願います。</p> <p>①搬入物検査における事業者が実施すべき協力内容とは、「収集車の誘導、検査用機器等の運転操作、搬入物検査後の廃棄物片付け」を指すものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>②搬入物検査の1日あたりの検査台数と検査時間をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>①基本的にはご理解のとおりですが、詳細には搬入物検査対象車両の管理棟への連絡等を含むこととし、詳細は事業契約後の協議によります。</p> <p>②現状は1日あたり約3台、1台あたり約15分で実施しておりますが、詳細は事業契約後の協議によります。</p>
26	要求水準書	第3編 運營業務-25	第7章	2	4)	(1)			電力の取り扱い	<p>「事業者は、運營業務期間を通じ、安定した電力の供給を行うため電気事業者と本施設の買電に係る契約を締結すること。」とありますが、買電に係る電気事業者は、事業者の裁量で選定可能であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
27	要求水準書	第3編 運營業務-25	第7章	2	4)	(2)			電力の取り扱い	<p>「事業者は、運營業務期間を通じ、電気事業者と本施設の売電に係る契約を締結すること。」とありますが、売電に係る電気事業者は、事業者の裁量で選定可能であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
28	要求水準書 添付資料01	図面番号 6～ 28							造成計画	<p>盛土による沈下促進は、盛土速度と沈下量の計測による盛土管理が重要です。確実な施工品質確保のために造成工事におけるセンター様のお考えをご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>沈下対策の地盤解析資料を公表しますので、要求水準書添付資料2地質調査報告書や現地の状況等も確認の上、事業者の責任において施工ください。</p>
29	要求水準書							資料 ① 別表	<p>募集要項等に関する質問書に対する回答（第1回）にて、「資料①【要求水準書回答No. 41関係】流域下水道におけるし尿棟投入量及び水質等の測定頻度について」の資料を公表顶きましたが、以下についてご教示願います。</p> <p>①本資料の別表 44. ニッケル については、「湖南中部処理区についてのみ適用する。」と備考に記載があることから、本事業においてニッケルの測定は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②本資料の別表 6. ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (2) 動植物油脂類含有量、37. フェノール類、38. 銅及びその化合物、39. 亜鉛及びその化合物、42. クロム及びその化合物において、基準値の末尾にカッコで記載の数値も日間平均値であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③上記②が正である場合、例えば37. フェノール類 の場合、1回あたりの測定値が10につき5mg以下でかつ、日間平均値は1mg以下であることが求められるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①、②、③について、ご理解のとおりです。</p>	